

令和6年度

八郎潟農業水利事業

生態系モニタリング調査業務

現場説明書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

1. 一般事項

契約の保証については別紙－１のとおり。

2. 積算体系

本業務の積算体系は、「設計業務」により構成されている。

3. 本業務における豪雪補正は計上していない。

4. 作業歩掛等

(1) 本業務の作業歩掛については、次のとおり計上している。

なお、次に示す歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行うものとする。調査結果は、監督職員が示す様式に取りまとめ提出しなければならない。

単位:人

作業項目	職種				
	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1. 計画準備	1.0	2.0	1.0		
2. 現地踏査	1.0	1.0	1.0		
3. 学識経験者からの指導・助言	2.0	2.0	2.0	2.0	
4. 生態系モニタリング計画(案)の検討	1.0	2.0	3.0	4.0	
5. モニタリング調査					
5-1 鳥類の調査		6.0		6.0	6.0
6. 点検取りまとめ	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
合計	6.0	15.0	9.0	14.0	8.0

(2) モニタリング調査についての補足説明

1) 鳥類の調査

繁殖期（5月～8月）は、保全対象生物の産卵期を想定

越冬期（11月～1月）は、ヒシクイ（冬鳥）の確認時期を想定

厳冬期（2月）は、ヒシクイ（冬鳥）の確認時期を想定

5. 業務における積算基地は、東京都で考えている。

6. 打合せについて

(1) 本業務の打合せ配置人員は次のとおり考えている。

打合せの1回当たりの打合せは半日（0.5日）で、WEB会議を原則とするため、打合せにおける人件費のみ計上し、移動に係る基準日額は計上していない。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
初 回	0.5	0.5	
中 間 (第2回)		0.5	0.5
中 間 (第3回)		0.5	0.5
中 間 (第4回)		0.5	0.5
最終回	0.5	0.5	

- (2) 特別仕様書第4-2条に示す学識経験者への調査結果の報告及び委員会資料事前説明への出席の配置人員は次のとおり考えている。

事前説明は半日 (0.5日) で、移動は1日と考えており、人件費を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
調査結果の報告及び委員会資料事前説明	1.5		

事前説明の実施場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

宿泊で東京駅～秋田駅間の移動は新幹線 (こまち号) で考えている。秋田駅～開催場所間の移動はレンタカーを使用するものと考えており、レンタカー賃料 (1日)、高速道路料金 (秋田北 IC～琴丘森岳 IC) を計上している。

事前説明は、鳥類の専門家に行くことで考えている。

- (3) 特別仕様書第4-3条に示す委員会出席の配置人員は次のとおり考えている。

委員会の1回当たりの開催は半日 (0.5日) で、移動は1日と考えており、人件費を次のとおり計上している。

打合せ	職 種 (人)		
	主任技師	技師A	技師B
委員会出席	1.5		

委員会の開催場所は、秋田県南秋田郡大潟村を想定している。

宿泊で東京駅～秋田駅間の移動は新幹線 (こまち号) で考えている。秋田駅～開催場所間の移動はレンタカーを使用するものと考えており、レンタカー賃料 (1日)、高速道路料金 (秋田北 IC～琴丘森岳 IC) を計上している。

委員会に出席する学識経験者は、鳥類で考えており、本業務で支払う謝金は、1時間分の謝金を一括計上価格に計上している。

なお、謝金の単価は7,182円/時間 (税抜) である。

7. 現地作業における旅費交通費について

- (1) 現地作業は次のとおり計画している。

項目	回数	備考
現地踏査	1回	
鳥類の調査	3回	各1回（繁殖期・越冬期・厳冬期）

(2) 現地作業は滞在による作業と考えており、宿泊費、移動に係る基準日額を次のとおり計上している。

職種	日当	宿泊費		移動に係る基準日額	備考
		普通旅費の宿泊費 (現地到着日)	滞在日額旅費 (現地到着の翌日から29日目)		
主任技師	—	1泊		1.0人	
技師 A	—	4泊	3泊	4.0人	
技師 B	—	1泊		1.0人	
技師 C	—	3泊	3泊	3.0人	
技術員	—	3泊	3泊	3.0人	

(3) 交通費

東京駅～秋田駅間の移動は新幹線（こまち号）で考えている。秋田駅～現場間の移動はレンタカーを使用するものと考えており、レンタカー賃料、高速道路料金（秋田北IC～琴丘森岳IC）を次のとおり計上している。

作業項目	実施回数	交通費（1回あたり）		
		新幹線料金	レンタカー賃料	高速道路料金
現地踏査	1回	3人（1往復）	1日	1往復
鳥類の調査 魚類・底生生物の調査	3回	3人（1往復）	2日	1往復

8. 特別仕様書第7-1条2. に示す「工事及び業務の情報共有システム活用要領」の1-5で見込んでいる情報システムに係る費用等は次のとおりであり、一括計上価格に計上している。

(1) 見込んでいる費用（税抜き）

月額利用料 11,100円/月

(2) アカウント数 アカウント数12ユーザー

(3) 使用容量の上限 5GB

(4) 使用期間 10ヶ月

9. 開示用成果物について

特別仕様書第5-1条に示す不開示情報の黒塗り等の措置に係る費用として、設計業

務技術員 0.5 人及び電子媒体（CD-R）1 枚の費用を直接経費に計上している。

作業にあたっては、監督職員との打合せに基づき、本業務の成果物データ（PDF 形式）を元に、PDF ファイルの編集機能を用いて、黒塗り等の措置を行うものとする。

提出にあたっては、編集可能な状態で提出するものとする。

なお、不開示情報とは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」における「不開示情報」に該当する情報とする。

10. 本業務の設計業務における電子成果品作成費は、「実施設計以外」による経費を見込んでいる。

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

（1）部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

（2）（1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

12. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。